

工事監督支援業務特記仕様書

1 工事監督支援業務共通仕様書の適用

本業務は、「工事監督支援業務共通仕様書【農業農村整備編】」に基づき実施するほか、この特記仕様書によらなければならない。

2 業務内容

本業務は、東部農林水産局<徳島>で実施している地盤沈下対策事業に係る請負工事監督補助業務及び設計積算補助業務等を行うものである。

3 技術者の職種

- (1) 管理技術者は次表の資格を有し、「技師A」以上の能力を有する者とする。
- (2) 現場技術員は次表の資格を有し、「技術員」以上の能力を有する者とする。

技術者の名称	資格経歴等
管理技術者	<ol style="list-style-type: none">1 技術士又はこれと同等の能力を有する技術者2 認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定第3条第1項口に該当すると認定された者）3 R C C M4 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施行管理技士の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者。 なお、技術士と同等の能力を有する技術者とは次の資格を含むものとする。 農業土木工事に係る委託業務<ol style="list-style-type: none">1) A P E Cエンジニア認定者2) 農業土木技術管理士3) 畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）4) 農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）
現場技術員	次の各号のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none">1 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する2級土木施工管理技士以上の資格を有する者2 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

4 勤務期間等

- (1) 現場技術員の勤務期間は、令和5年4月11日から令和6年3月28日のうち216日間とする。
- (2) (1)の期間内で、管理技術者は、毎月1回業務打合せを行う。

5 勤務時間

現場技術員の勤務は、8時30分から17時30分まで（12時から1時間の休憩時間）の8時間とする。

6 超過勤務

なし

7 勤務場所

現場技術員の勤務場所は、原則として、東部農林水産局<徳島>庁舎内とする。

8 変更契約

2から6の内容について、大幅な変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ変更するものとする。

9 業務実施報告書

受注者は、業務実施報告書を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに、監督員に提出しなければならない。

10 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 積算資料 1式
- (2) 積算データ(記録媒体等)
- (3) 打合せ記録簿
- (4) 業務実施報告書
- (5) 引継事項等記載書(自由様式)

11 その他

(1) 本業務の遂行に必要な自動車、書籍、事務用品及びパソコン等は受注者が準備するものとする。なお、パソコンについては、原則として機能等は監督員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等の業務に関連するデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。

(2) 業務期間中は次に示す身分証明書を携帯すること。

(写真)	身 分 証 明 書 No. 商号又は名称 氏名
上記の者は、工事監督支援業務委託契約に基づく、 技術員であることを証明する。 〇〇年〇〇月〇〇日 徳島県東部農林水産局長 印	

- 1. 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2. 契約満了等、不要となった時は直ちに返還すること。
- 3. 役職・氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

